

新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例(平成20年新潟市条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第7号の規則で定める市庁舎)

第2条 条例第2条第7号の規則で定める市庁舎は、新潟市庁舎等管理規則(平成19年新潟市規則第100号)第2条第2号に規定する本庁舎(中央区古町通7番町1010番地、中央区上大川前通8番町1260番地1、中央区紫竹山3丁目3番11号、中央区明石2丁目3番25号及び中央区白山浦1丁目613番地69に所在する庁舎等を除く。)及び同条第3号に規定する区役所庁舎(中央区役所を除く。)とする。

一部改正[平成21年規則9号・令和元年38号・2年33号・3年9号]

(路上喫煙制限地区の指定等の告示事項)

第3条 条例第10条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 路上喫煙制限地区として指定しようとする区域及びその名称
- (2) 路上喫煙制限地区の指定の効力が生じる日

2 条例第10条第4項において準用する同条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) その指定に係る区域を変更し、又はその指定を解除しようとする路上喫煙制限地区の名称及び区域
- (2) 路上喫煙制限地区の指定の変更又は解除の理由
- (3) 路上喫煙制限地区の指定の変更又は解除の効力が生じる日

(路上喫煙制限地区における除外場所)

第4条 条例第11条第2項の市長が別に定める場所は、吸い殻の回収容器の周辺で、路上喫煙が歩行者、自転車等の通行の妨げにならず、かつ、路上喫煙により他人の身体を害する特段のおそれがないと市長が認める範囲内の場所(以下「除外場所」という。)とする。

2 市長は、除外場所を定めようとするときは、当該路上喫煙制限地区の地域の住民、商店街その他関係する団体の意見を聴かなければならない。

3 除外場所に設置される吸い殻の回収容器は、当該回収容器の設置者又は当該路上喫煙制限地区の地域の住民、商店街その他関係する団体により、適正に管理されなければならない。

(勧告)

第5条 条例第12条の規定による勧告は、別記様式第1号により行うものとする。

(命令)

第6条 条例第13条の規定による命令は、別記様式第2号により行うものとする。

(公表)

第7条 条例第14条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示することにより行うものとする。

- (1) 命令に従わない者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 事実及び命令の内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

(環境美化指導員)

第8条 市長は、条例第16条に規定する過料の処分に係る事務その他環境美化に関する事務を行わせるため、環境美化指導員を置く。

2 環境美化指導員は、市長が任命する。

3 環境美化指導員は、第1項の事務に従事するときは、別記様式第3号による環境美化指導員証を携帯し、提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(過料処分の手続)

第9条 市長は、条例第16条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対しあらかじめ別記様式第4号による告知書によりその旨を告知し、期限を定めて、弁明の機会を付与するものとする。

- 2 前項の弁明は、別記様式第5号による弁明書を提出して行わなければならない。ただし、市長が口頭で行うことを認める場合は、この限りでない。
- 3 市長は、条例第16条の規定により過料の処分をするときは、別記様式第6号による過料処分決定通知書により、当該処分を受ける者に通知する。
(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成21年1月19日から施行する。

附 則(平成21年規則第9号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日規則第42号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる不服申立てであって、この規則の施行前にされた処分又は不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年7月2日規則第38号)


この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月27日規則第33号)

この規則は、令和2年5月7日から施行する。

附 則(令和3年3月26日規則第9号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

 別記様式第1号(第5条関係)

勧告書

第 年 月 日 号

様

新潟市長

印

新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例第12条の規定により、次のとおり勧告します。

勧告の理由	新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例第9条の規定に違反するため。
自動販売機の設置されている場所	新潟市
勧告の内容	<input type="checkbox"/> 回収容器を設置すること。 <input type="checkbox"/> 回収容器の管理を適正に行うこと。
履行期限	年 月 日

命令書

第 年 月 日 号

様

新潟市長

印

下記について、必要な措置をとるよう勧告をしましたが、 年 月 日現在、いまだに改善されていませんので、新潟市ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例第13条の規定により、必要な措置をとるよう命令します。

勧告を行った日	年 月 日
勧告の理由	新潟市ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例第9条の規定に違反するため。
自動販売機の設置されている場所	新潟市
勧告の内容	<input type="checkbox"/> 回収容器を設置すること。 <input type="checkbox"/> 回収容器の管理を適正に行うこと。
履行期限	年 月 日

教示

- この命令に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対して審査請求をすることができます。
- この命令に不服がある場合は、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)を被告として新潟地方裁判所に当該命令の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。

一部改正〔平成28年規則42号〕

(表)

第 号	
環 境 美 化 指 導 員 証	
写 真	所 属 氏 名 生年月日
<p>上記の者は、新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例第16条に規定する過料の処分に係る事務に従事する環境美化指導員であることを証明する。</p>	
年 月 日	
新潟市長 印	

(裏)

新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例(抜粋)

(吸い殻、空き缶等のばい捨ての禁止等)

第6条 何人も、屋外において吸い殻、空き缶等を生じさせたときは、これを居住する場所等に持ち帰り、又は回収容器若しくは定められた場所に収納するよう努めなければならない。

2 何人も、屋外の公共の場所に吸い殻、空き缶等のばい捨てをしてはならない。

3 何人も、屋外の公共の場所から屋外の公共の場所以外の場所に吸い殻、空き缶等のばい捨てをしてはならない。

(飼い犬等のふんの回収等)

第7条 何人も、屋外において飼い犬等を連れているときは、当該飼い犬等がしたふんを回収するために必要な物を携帯し、当該飼い犬等がしたふんを居住する場所等に持ち帰るよう努めなければならない。

2 何人も、飼い犬等を連れているときは、当該飼い犬等が屋外の公共の場所でしたふんを回収しなければならない。

3 何人も、屋外の公共の場所において飼い犬等を連れているときは、当該飼い犬等が屋外の公共の場所以外の場所でしたふんを回収しなければならない。

(路上喫煙の禁止等)

第11条 何人も、路上喫煙制限地区以外の場所で路上喫煙をするときは、携帯用の吸い殻入れを使用し、又は吸い殻入れのある場所でするよう努めなければならない。

2 何人も、路上喫煙制限地区において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。

(罰則)

第16条 第6条第2項若しくは第3項、第7条第2項若しくは第3項又は第11条第2項の規定に違反した者は、1,000円の過料に処する。

 別記様式第4号(第9条関係)

第 年 月 日 号

告知書

氏名	様
住所	
連絡先	自宅・勤務先・携帯電話

新潟市長 印

あなたは、次の行為を行いました。

日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
場所	新潟市 区 付近
行為の内容	<input type="checkbox"/> 屋外の公共の場所におけるぼい捨て <input type="checkbox"/> 屋外の公共の場所における飼い犬等のふんの放置 <input type="checkbox"/> 路上喫煙制限地区内での路上喫煙

これは、新潟市ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例(□第6条第2項・□第6条第3項・□第7条第2項・□第7条第3項・□第11条第2項)の規定に違反し、同条例第16条の規定により過料処分の対象となります。

この処分に先立ち、次のとおり弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば述べてください。

弁明の方法	弁明書又は口頭により行うこととする。
弁明の期限	年 月 日()
提出先	郵便番号 新潟市 区 新潟市 課 係 電話番号 ファックス

注1 あなたに代わって、弁明の手続きに関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。その場合は、委任状を提出してください。また、代理人がその資格を失ったときは、その旨を書面で提出してください。

2 期限までに弁明書の提出がない場合又は出頭のない場合は、弁明の機会を失います。

年 月 日

(あて先)新潟市長

弁明書

氏名	
住所	
連絡先	自宅・勤務先・携帯電話
代理人氏名	
代理人住所	
代理人連絡先	自宅・勤務先・携帯電話
弁明の内容	<input type="checkbox"/> 弁明することはありません。 <input type="checkbox"/> 以下のとおり弁明します。
提出期限	年 月 日()
提出先	郵便番号 新潟市 区 新潟市 課 係 電話番号 ファックス

第 年 月 日 号

過料処分決定通知書

氏名	様
住所	
連絡先	自宅・勤務先・携帯電話

新潟市長

印

あなたは、次のとおり新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例(□第6条第2項・□第6条第3項・□第7条第2項・□第7条第3項・□第11条第2項)の規定に違反する行為を行いました。

日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
場所	新潟市 区 付近
行為の内容	<input type="checkbox"/> 屋外の公共の場所におけるばい捨て <input type="checkbox"/> 屋外の公共の場所における飼い犬等のふんの放置 <input type="checkbox"/> 路上喫煙制限地区内での路上喫煙

新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例第16条の規定により、金1,000円の過料に処することを決定したので、新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例施行規則第9条第3項の規定により通知します。

現金又は納入通知書によりお支払いください。

教示

- この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)を被告として新潟地方裁判所に当該決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。